

【アメリカ】 ショー展示目的によるシャチの捕獲・飼育等の禁止

シャチ（Orca/Sea Whale）は、大型で知能も優れているとされるが、米国では、ショー展示のために水族館のような人工的環境でシャチを飼育することが、自然界に比べて著しくその寿命を縮めるといった指摘があり、動物保護の観点から問題となっている。動物保護団体等による批判の高まりを受けてか、最近、カリフォルニア州サンディエゴの水族館「シー・ワールド」は、2016年からシャチのショー展示を中止すると発表した（2015.11.10 ニューヨーク・タイムス報道）。シャチの保護を求める動きは、連邦議会にも広がっており、2015年11月16日、同州選出のアダム・シフ（Adam Schiff）民主党下院議員は、「2015年シャチ責任及び保護促進法（Orca Responsibility and Care Advancement Act of 2015）案」（H.R.4019）を提出した。この法案は、「1972年海洋哺乳類保護法」と「1966年動物福祉法」を追加改正し、あらゆるシャチ属の海洋哺乳類について、ショー展示目的の捕獲・輸出入及び人工授精・飼育を禁じるとしている。（海外立法情報課・鈴木 滋）

・ <http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/BILLS-114hr4019ih/pdf/BILLS-114hr4019ih.pdf>

【アメリカ】 政府機関に勤務する退役障害軍人の休暇取得

2015年11月5日、P.L 114-75「2015年連邦政府機関勤務退役障害軍人の休暇取得に関する法律」（Wounded Warriors Federal Leave Act of 2015）が成立した。この法律は、合衆国法典（USC）第5編第63章を改正し、第6329条を加えている。その内容は、軍の任務に起因し、深刻な障害（障害率30%以上）を負った退役軍人で、連邦政府機関に雇用された者について、当該障害を治療する目的により、雇用後12か月以内に、最大104時間を超えない範囲で休暇を取得することを新たに認めるものである。現在、連邦政府機関職員には隔週4時間（年間にすると13日）の病休が認められている（1966年9月制定のP.L 89-554に基づく）が、退役障害軍人については、これに追加する形となる。この休暇の取得は、翌年に繰り越すことができない。また、取得を希望する者は、連邦人事局（Office of Personnel Management）が定めた所定の書式により、雇用機関の長に対して、休暇目的が当該障害の治療であることを証明しなければならない。（海外立法情報課・鈴木 滋）

・ <http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CRPT-114hrpt180/pdf/CRPT-114hrpt180.pdf>

【アメリカ】 国際養子縁組を支援するビザ制度改正

2013年9月以降、コンゴは、合衆国市民の養子となる子の出国を停止した。そのため、合衆国の養親が養子とする子のために取得した移民ビザの有効期限内に、養子縁組が成立しない状況が続いている。移民ビザの有効期限は6か月だが、回避不能な事情等により期限が切れた場合には、ビザの再交付が認められる（所定の費用の支払いが必要となる）。ただし、養親が①軍務、②政府の用務又は③その他の業務により国外にいるときは、養子となる子の移民ビザは最長で3年間の延長が可能となる。コンゴからの養子の場合、3年間のビザ延長が認められる条件には当てはまらず、養親はビザの再交付費用を負担し続けており、これを救済するため、2015年11月5日、養子家庭救済法（P.L.114-70）が制定された。これにより移民及び国籍法第221条が改正され、2013年3月27日以降発給の養子のための移民ビザを、出国拒否等の結果、期限内に使用できないときは、ビザ再交付等の費用が全て免除となり、支払い済分についても返還される。（海外立法情報課・井樋 三枝子）

・ <https://www.congress.gov/bill/114th-congress/senate-bill/1300>

【アメリカ】 テロ・災害時のソーシャルメディア利用

昨今、情報取得手段としての Twitter 等のソーシャルメディア（SM）の利用率は高く、自然災害、テロ又は他の人災発生時の有効な情報共有手段となりつつある。しかし、特にテロ事件では、テロリスト側も活動や勧誘等に SM を利用しており、SM を用いた政府による情報発信には、注意も必要となっている。そこで、2010 年から国土安全保障省内に設置されていた「自然災害、テロ等への準備・対応のための SM を用いた情報周知の強化に関し検討を行う作業部会」について、その法律上の位置付け、任務等を明確化する 2002 年国土安全保障省法改正法が、2015 年 11 月 5 日に成立した（P.L.114-80）。同作業部会は、民間とも協力し、情報発信の事例を、情報保持やプライバシー問題まで含めて評価・分析し、最良事例を検討した上で、国土安全保障省によるテロや災害発生時の SM の利用法につき勧告を行う。また、連邦議会への報告書の提出を義務付けられる。作業部会の設置は 5 年間とするが、更に 5 年の延長も可能とする。（海外立法情報課・井樋 三枝子）

・ <https://www.congress.gov/bill/114th-congress/house-bill/623/actions>

【EU】 推定無罪に関する指令

EU 理事会は、2015 年 11 月 4 日、公正な裁判のための推定無罪に関する指令案（COM(2013) 821final）に係る欧州議会との合意案を承認した。この指令案は、EU 基本権憲章第 47 条（公正な裁判の権利）及び第 48 条（防御の権利）等に基づき、刑事訴訟における被疑者の権利を強化するために採択された 2009 年のロードマップ（2009/C 295/01）の具体化である。EU はこの具体化として、通訳及び翻訳に対する権利に係る指令（Directive 2010/64/EU）等も採択している。合意案の内容は、被疑者に有罪の判決が出るまでは無罪であると推定することを義務付けるものであり、被疑者には黙秘権（the right to remain silent）と自分に不利になる供述を拒む権利（the right not to incriminate oneself）が保障される。また、身体的拘束を与える等、判決前の被疑者を有罪人のように扱わないこと、検察当局は罪に関するいかなる疑いも被疑者の利益になるよう配慮することが規定された。合意案は、この後、EU 理事会と欧州議会の所定の手続を経て正式に採択される。（海外立法情報課・田村 祐子）

・ <http://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2015/11/04-presumption-of-innocence/>

【EU】 商標関連規則及び指令の改正

EU 理事会は、2015 年 11 月 10 日、EU 域内の商標制度に係る「共同体商標規則（(EC)No207/2009）」、「加盟国の商標関連法を平準化する指令（2008/95/EC）」及び「欧州共同体商標意匠庁（OHIM）手数料規則（(EC) No 2869/95）」の改正案を採択した。現行条文の曖昧さを取り除き、商標権の範囲と制限を明確化し、法的安定性を向上させることを目的とした今回の法改正により、①商取引において、商品とその原産地や材料又はサービスとその品質や正確さその他の特徴等との関係が証明されたものについて、証明がされていない他の商品又はサービスと区別するために使用される証明マークを商標登録することで特別に保護する「証明商標制度」を EU レベルで導入すること、②商標権の取消又は無効のための行政手続の導入を加盟国へ義務付けること、③OHIM の組織名を「欧州連合知的財産庁（European Union Intellectual Property Office）」に変更すること、④商標登録にかかる手数料を引き下げる等が規定される。（海外立法情報課・田村 祐子）

・ http://www.consilium.europa.eu/press-releases-pdf/2015/11/40802204824_en_635827740000000000.pdf

【EU】 単一市場深化に関する政策文書

欧州委員会は、2015 年 10 月 28 日、優先課題の一つである単一市場の深化に係る政策文書（COM(2015)550final）を発表した。この政策文書には、①破産企業への支援、②企業の負担軽減、③地理的障壁克服、④「サービス指令」改正等、今後成立させるべき諸法案が記されている。①は、企業家が委縮せず活動できるよう、早期の事業再構築支援と再度の起業機会付与を目的とする。②は、企業の出身国が、他の加盟国の関連法遵守に係る証明書を発行し、企業情報を共通電子リポジトリへ登録することで、企業活動の負担を減らす。③は、「デジタル単一市場戦略」で 2016 年中旬までに提出を宣言していた法案であり、販売方法にかかわらず、地理的障壁やそれに起因する消費者への不当な差別的扱いをなくすことを目的とする。④は、サービスに影響を及ぼす新たな法的措置を欧州委員会へ通知することを加盟国に義務付ける「サービス指令」に、利害関係者に対する透明性の確保と法案段階での通知を盛り込む。

（海外立法情報課・田村 祐子）

・ http://europa.eu/rapid/press-release_IP-15-5909_en.htm?locale=en

【イギリス】 イギリス議会がシリアでのイスラム国空爆を決議

2015 年 12 月 3 日、イギリス議会下院は、過激派組織「イスラム国」（以下 IS）に対するシリアでの空爆実施の動議を、390 対 211 で承認した。前年 9 月下院でイラクでの空爆動議が承認された時は、シリアへの攻撃拡大への慎重論が強かったが、11 月のパリ同時テロ事件で議会内外の機運は積極論へと傾いた。議会での討議では、賛成派は道義的な面から非人道的テロ組織の無力化を訴え、反対派はシリア問題の最終的解決策の不在を批判した。キャメロン首相は「穏健派」武装勢力との連携を期待できるとしたが、その組織数は 100 を超え、地理的に散在し、多くは IS よりアサド政権打倒に主眼を置いていると指摘される。また、IS 弱体化はイギリスが敵視するアサド政権強化につながりかねない側面もある。一方では、既にイラクで空爆を行っている以上、報復のリスクに大差はなく、少しでも IS を弱体化させ、米仏と連帯することでプレゼンスを強化する利益も否定できない。いずれにせよ、イギリスのこの問題への関与は長期化する見通しである。（海外立法情報課・岡久 慶）

【フランス】 遺伝子組換え作物の栽培規制に関する法律

2015 年 12 月、8 件の EU 法をまとめて国内法に適用する「危険防止分野における EU 法を適用する諸策に関する法律」が制定された。この 8 件に含まれる「危険」とは海底石油・ガスの採掘、農薬等の化学物質の流通等多岐にわたるが、このうち主要な規定は遺伝子組換え作物（GMO）の栽培規制である。GMO の栽培・流通について EU は包括的な法的枠組みを定めてきたが、各加盟国の農業・土地利用・環境政策の事情、GMO に対する政策や世論が異なるため柔軟な対応を認めざるを得なくなり、2015 年 3 月に「遺伝子組換え作物について加盟国による自国内栽培の規制又は禁止を可能にするための欧州議会及び理事会指令（EU）2015/412」を定めた。EU 有数の農業国でもあるフランスは GMO について規制強化・禁止の方向へ進んでおり、今回の法律により、ある企業が EU に対し EU 域内での包括的な栽培許可を求める場合でも、対象からフランス国土を除外するよう要求できることとなった。

（海外立法情報調査室・豊田 透）

・ <http://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2015/12/2/2015-1567/jo/texte>

【フランス】 医療専門家による児童虐待通報の促進

虐待されている児童の発見から保護に至る過程において、専門知識を持ち日常的に児童と接する医療現場に期待できることは大きい。そのため、2004年に制定された「児童の受入れと保護に関する法律」において、医師が児童虐待の事実を共和国検事に通報する場合は守秘義務違反に問われない旨が規定されている。こうした行為を法的により強固に守り促進するため、2015年11月に「医療専門家による虐待状態の通報手順を明確にするための法律」が制定された。この中で、まず行為主体が「医師又はすべての医療従事者」に拡張され看護師や介護士が含まれた。また、通報先について、共和国検事に加え「危険な状態にある又はその不安がある未成年者に関する危惧すべき情報を収集、処理及び評価する機関」とされた。さらに「権限を持つ機関への虐待事実の（法に定める条件でなされた）通報は、通報者に民事上、刑事上又は職業規律上のいかなる責任も負わせることもない」と明確に追記された。

（海外立法情報調査室・豊田 透）

・ <http://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2015/11/5/2015-1402/jo/texte>

【ドイツ】 情報機関の協力の改善

極右主義及びテロ対策を強化するために、連邦及び州の憲法擁護機関の協力並びに連邦憲法擁護庁に関する法律（連邦憲法擁護法）が改正された（BGBl. I S. 1938, 一部を除き2015年11月21日施行）。憲法擁護機関は、連邦若しくは州の安全又は自由で民主的な秩序を脅かす活動を監視する情報機関である。改正により連邦憲法擁護庁の権限が強化され、連邦憲法擁護庁は、連邦全土の現況分析、各州の憲法擁護機関の調整及びその支援を行うことが定められた（第5条）。さらに、連邦憲法擁護庁が運営する情報システムを用いて連邦及び州の憲法擁護機関の情報交換を改善する規定が定められた（第6条）。また、情報取得のために投入される秘密捜査官（職員又は協力員）の要件が初めて規定された。この規定によれば、秘密捜査官は、自由で民主的な秩序を脅かし、暴力を使用する活動について情報を得る目的に限り、長期的に投入することができる（第9a条及び第9b条）。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

・ BT-Drucksache 18/4654, 5415.

【ドイツ】 「イスラム国」掃討作戦への軍事的関与の強化を議会が承認

ドイツは、「イスラム国」対策として、2014年9月からイラク北部のクルド人治安部隊を訓練し、武器を供与してきた。しかし、2015年11月13日のパリ同時テロ事件後、有志連合によるイスラム掃討作戦への軍事的関与を強めるよう、フランスから要請された。連邦政府は、12月1日、2016年末まで、有志連合の後方支援として空中給油、偵察、フランスの原子力空母護衛等を行うために連邦軍の装備を提供し、最大1,200人を派遣することを決定した。連邦軍の国外派遣には連邦議会の承認が必要であることを定める議会関与法の規定に基づき、12月4日、連邦議会がこれを承認した。軍事的関与の法的根拠としては、集団的自衛権について定める基本法第24条第2項、国連憲章第51条及び欧州連合条約第42条第7項が挙げられている。連邦議会における討論において、野党の左派党は「戦争は、新たなテロを呼ぶテロである」として、緑の党は「空爆だけでは戦略となりえず、有志連合の参加国間に協調した戦略がない」として反対した。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

・ Deutscher Bundestag, Drucksache 18/6866, 6912.

【ドイツ】 アンチ・ドーピング法の制定

ドーピングは、従来、医薬品法において規制されており、欧州評議会アンチ・ドーピング条約において禁止されている薬物の取引、処方又は他者への使用は禁じられている。違反した者には、3年以下の自由刑又は罰金、重大な違反の場合には1年以上10年以下の自由刑が科されている。この規制を強化するために、アンチ・ドーピング法が新たに制定され（BGBl. I S. 2210, 2015年12月18日施行）、医薬品法にあった規定は新法に取り入れられた。アンチ・ドーピング法においては、組織的なスポーツ大会において有利となるために、医師の診断なく禁止薬物を使用したスポーツ選手にも、3年以下の自由刑又は罰金が科されることが定められた。国外で禁止薬物を使用し、国内の大会に参加したスポーツ選手も処罰の対象となる。禁止薬物を入手及び所持したスポーツ選手には、2年以下の自由刑又は罰金が科される。さらに、禁止薬物の製造及び販売も禁止され、違反者には3年以下の自由刑又は罰金が科されることとなった。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

・ BT-Drucksache 18/4898, 6677.

【ドイツ】 所得税控除額及び児童手当の引上げ

物価の上昇に伴い、所得税法等が改正され（BGBl. I S. 1202, 一部を除き2015年7月23日施行）、所得税控除額、児童手当及び児童付加給付の従来額が表のとおり引き上げられた。また、2016年から、租税識別番号による身元証明が児童手当の受給要件とされ、二重払い防止のために、当該番号で申請が行われていないかが租税識別番号データベースにより調査される。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

・ BT-Drucksache 18/3893, 4649, 5244.

表 所得税控除額及び児童手当（単位：ユーロ）

		従来額	2015	2016
所得 税控 除額	基礎控除	8,354	8,472	8,652
	児童控除	7,008	7,152	7,248
	1人親追加控除	1,308	1,608	1,908
	第1子 第2子以降		1,848	2,148
児童 手当 月額	第1子	184	188	190
	第2・3子	190	194	196
	第4子以降	215	219	221
児童付加給付（注） 最高月額		140	140	160 (7月～)

注 児童付加給付とは、自らの生計は賄えるが、子の生計を賄うのが困難な親に対するもので、通常の児童手当に付加されるものである。

【ロシア】 議会による行政監督権限の拡大

2015年12月15日、2015年度連邦法第369号「連邦法「議会による監督について」第11条の改正について」が成立した。同法は議会による行政監督権限について規定したものであったが、今回の法改正により、行政機関の予算執行状況に関するロシア連邦議会の監督権限が強化された。新たに追加されたのは連邦予算で実施される建築計画（連邦投資プログラム）に対する監督権限であり、工期、価格、建築計画などを監査することが可能となる。また、連邦投資プログラムの変更に関する報告を経済発展省が四半期ごとに議会下院に対して実施することや、連邦特定目的プログラム（個別の重要課題に関して策定される国家計画）が中止された場合には、主管官庁が議会下院に対して報告することなども盛り込まれた。近年、ロシアでは、オリンピック会場や新宇宙基地の建設といった国家的な大規模建設プロジェクトにおいて汚職や工期の遅れなどの問題が続発しており、こうした事態に対する対策の一環と見られる。

（海外立法情報課・小泉 悠）

・ <http://kremlin.ru/acts/bank/40290>

【ロシア】 各種政府基金の予算額

2015年12月15日、2016年度の各種政府基金の予算額を規定する一連の法律が成立した。前日に2016年度予算法が成立したことを受けたものである。2015年度連邦法第363号「2016年度のロシア連邦社会保険基金予算について」では、2016年度の同基金の歳入が6145億ルーブル、歳出が6480億ルーブルと予測された。歳出のうち5169億ルーブルが出産休暇に伴う生活保障費、915億ルーブルが労働災害保険である。赤字額は335億ルーブルとなる。2015年度連邦法第364号「2016年度のロシア連邦年金基金予算について」では、同基金の歳入が7兆5288億ルーブル、歳出が7兆7039億ルーブルと予測され、赤字額は1751億ルーブルである。2015年度連邦法第365号「2016年度のロシア連邦強制加入医療保険予算について」では、同基金の歳入が1兆6617億ルーブル、歳出が1兆6885億ルーブルとされ、赤字は268億ルーブルである。いずれの基金も歳入は国民の支払う保険料に加え、連邦予算から「予算間振替」として補助を受けている。(海外立法情報課・小泉 悠)

・ <http://kremlin.ru/acts/news/50940>

【韓国】 M & Aの活性化

M&A(企業の合併及び買収)の活性化を目的として政府が提出した「商法一部改正法律案」が、2015年11月12日に可決、同年12月1日に公布された(2016年3月2日施行)。2011年4月14日の商法改正(2012年4月15日施行)により、「三角合併」(親会社Aの子会社Bが、別の会社Cを吸収合併する際に、Cの株主にAの株式を交付すること)はすでに導入されていたが、今回の法改正ではさらに多様なM&A手法が導入され、①Cの特定の事業部門のみを分割して合併する「三角分割合併」、②Cの株式とAの株式を交換してCをBの完全子会社とする「三角株式交換」が認められるようになった。また、買収会社が被買収会社の発行済株式の90%以上を保有している場合、取締役会の議決のみで営業譲渡・譲受が可能となる「簡易営業譲渡・譲受制度」も導入された。そのほか、株主の権利を保護するため、反対株主の無議決権株式買取請求権を明文化する等の改正も行われた。

(海外立法情報課・藤原 夏人)

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=ARC_G1I4M1V0W0I6O1H8D4U6Q2O1Z1L0X0

【韓国】 原子力安全委員会の透明性を高めるための法改正

原子力安全規制を担う原子力安全委員会の透明性を高めるため、2015年12月1日、「原子力安全委員会の設置及び運営に関する法律」が改正された(2016年3月2日施行)。旧法においても、委員会の会議は公開を原則とすることや、会議録を作成し保存することが定められていた(本誌252号(2012年6月)参照)。しかし、会議の傍聴、会議録の公開等に関する具体的な事項については委員会規則に委ねられており、恣意的な運用が可能な状況にあった。法改正により、①委員会の会議を「公開を原則とする」から「公開する」に改め、国家安全保障を損なう等4つの要件のいずれかに該当する場合のみ、委員会の議決により非公開にできること、②会議録のほかに録音記録を作成・保存すること、③特別な事由がない限り、会議録を次の会議開催日までに公開すること、④会議録・録音記録は削除できず、修正・削除に係る発言があった場合は、当該発言を会議録に記録すること、⑤委員長の許可を経て会議を傍聴できることが定められた。(海外立法情報課・藤原 夏人)

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_H1T5W0S6O1B7Q1O7F5T3B1R2C1K4B5

【韓国】 国民余暇活性化基本法の制定

経済協力開発機構(OECD)によると、韓国の労働者1人当たりの年間平均労働時間(2014年)は2,124時間に達し、OECD加盟国の中で2番目に長い。また、休日の余暇活動においても休息(テレビ視聴等)が62.2%を占めるなど、受動的・消極的活動の割合が高くなっている(2014年国民余暇活動調査)。余暇の重要性に対する認識を向上させ、ワーク・ライフ・バランスを通じて生活の質を高めるため、余暇の活性化のための基本政策の策定及び実施等に関する事項を定めた「国民余暇活性化基本法」が2015年5月18日に公布された(同年11月19日施行)。同法は17か条及び附則から成り、①文化体育観光部(部は省に相当)長官による5年ごとの「余暇活動基本計画」の策定、②余暇の活性化に必要な調査・研究、③余暇プログラムの開発・普及、④余暇専門人材の育成、⑤社会的弱者(障害者、高齢者、低所得者層、国際結婚家庭等)の余暇活動増進、⑥余暇産業の育成等について規定している。

(海外立法情報課・藤原 夏人)

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_N1Q3A0Z1F0U9E1I6G4A6V4A3V6W1V7

【中国】 慈善法案

近年、中国では慈善事業の発展が著しい。2005年に100億元に満たなかった国内の寄附総額は、現在では約1000億元に達し、インターネット募金も急速に社会に浸透している。その一方で、募金関連の詐欺事件等も増加している。現行法では、契約法、公益事業寄附法、信託法等に関係規定があるが、法整備が十分ではなかった。2015年10月30日に全国人民代表大会常務委員会に提出された慈善法案は、慈善事業の発展、慈善活動の適正な管理、慈善活動関係者の権利利益の保護等を目的とする。個人・法人等が寄附又はボランティアの形で行う、貧困救済、災害救援、教育・文化・衛生・スポーツ事業の発展、環境保護等に関する非営利活動に適用される。法案は、慈善団体、慈善募金、慈善寄附、慈善信託、慈善サービス、情報公開、促進措置、管理監督、罰則等の章で構成され、全115か条から成る。慈善団体の設立要件、募金活動の実施条件、活動の透明性確保、税制優遇措置等の規定が含まれている。(1元は約19円)

(海外立法情報調査室・岡村 志嘉子)

・ http://www.npc.gov.cn/npc/lfzt/rlyw/2015-10/31/content_1949145.htm

【中国】 建設工事現地調査設計管理条例の改正

2015年6月12日、建設工事現地調査設計管理条例が改正され、同日施行された。2000年施行の同条例は、建設工事における現地調査及び工事設計書作成に対する管理強化とその品質の保証により、国民の生命と財産の安全を守ることを目的とする。現地調査及び工事設計について、経済・社会の発展水準に合致させ環境にも配慮することを義務付け、実施業者の登録資格、発注・請負手続、文書の作成基準、行政の監督責任、罰則等について定めている。今回の改正の目的は実施業者への罰則強化であり、①当該工事許可書、都市計画及び産業発展計画に従わず、又は現地調査及び設計書作成に関する国の基準に従わず、期限までに改めなかったときは、10万元以上30万元以下の過料に処する、②工事の品質に係る事故又は環境汚染・生態系破壊を引き起こしたときは、業務停止及び登録資格の引下げ又は取消し処分とする、③損失をもたらしたときは法に基づき賠償責任を負うとする新たな規定が盛り込まれた。(1元は約19円)

(海外立法情報調査室・岡村 志嘉子)

・ <http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfg/xzfg/201506/20150600399245.shtml>

【台湾】 水中文化遺産保存法の制定

2015 年 11 月 24 日、立法院で水中文化遺産保存法が可決された（同年 12 月 9 日公布・施行）。同法は、水中文化遺産（歴史的、考古学的価値のある海底遺跡、水中の構造物、沈没船等）の保存、保護及び管理の強化を目的とし、ユネスコの水中文化遺産保護条約（2001 年採択、2009 年発効）の精神に則って制定された。総則、権利の帰属と国際協力、水中文化遺産を対象とする活動、水中文化遺産の現地保存、発掘・引揚げ、罰則、附則の全 7 章 44 か条から成り、水中文化遺産の商業的開発の禁止、永久保存と情報公開の推進、現地保存の原則、保存のための専門機関の設置、人材育成等について定める。台湾の内水及び領海で発見された水中文化遺産は、他国が所有権を主張する船舶等を除き台湾のものであり、台湾がそれに対して主権を行使するときは排他的管轄権を有することも明記されている。台湾政府は 2006 年から周辺海域の水中文化遺産の調査を実施し、2015 年 6 月時点で 79 か所（うち沈没船が 15 か所）が確認されている。（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ <http://lis.ly.gov.tw/lghhtml/lawstat/version2/02908/02908104112400.htm>

【オーストラリア】 アジアインフラ投資銀行法

連邦政府は、アジアインフラ投資銀行（AIIB）に設立メンバーとして参加することを 2015 年 6 月 24 日に決定し、同 29 日に設立協定に署名した。この法律は、参加のための予算措置をし、財務大臣に担当大臣として出資等の権限を付与し、関係規則（AIIB に法人格を付与し、一定の法的権利を持ち義務を負うこと、豪国民でないその職員に一定の免責特権を付与することなど）を制定する権限を定めるもので、同年 10 月 13 日に裁可され、設立協定は 11 月 10 日に批准された（AIIB は 12 月 25 日に設立協定発効）。当初の出資は 37 億米ドル（約 4555 億円）で、参加国の中で 6 番目の規模とされる。野党労働党は、アジア地域のインフラの発展にリーダーシップを発揮すべきであるとして賛成し、緑の党も、AIIB の透明性を確保し、プロジェクトの遂行に環境上及び労働上の条件を厳格に課すよう求めつつ参加を支持した。

（海外立法情報調査室・吉本 紀）

・ http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bId=r5509

【オーストラリア】 中小企業・家族会社オンブズマン法

この法律は、連邦政府に標記のオンブズマンと事務局を設置して、中小企業（この法律の定義では従業員 100 人未満か年間売上高 500 万豪ドル（約 4 億 4500 万円）以下）及び同規模の家族会社に生じる法的問題について助言し、紛争解決を助け、法令や政策の改善に当たることを定めるもので、2015 年 9 月 10 日に裁可された（施行は裁可から 6 か月以内）。現保守連立政権は、政権獲得前から中小企業支援の強化を公約として掲げ、政権成立後担当大臣を置き、減税等を実施する法律も成立させた。背景には、従業員 20 人未満の企業に絞ってみても全企業数（約 210 万）の約 97%、人口の約 20%を占め、国内総生産の 4 分の 1 強を生み出す重要なセクターであるが、その経営には多くの法令遵守が求められ、厳しい競争にもさらされ、投資、雇用などの課題を抱えるのに、多くは自ら会計士や法規部門を持つ余裕がないので、これを支援する必要があるとの問題意識がある。

（海外立法情報調査室・吉本 紀）

・ http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bId=r5473

【マレーシア】 動物福祉法の制定

2015 年 7 月 7 日、マレーシア上院は 2015 年動物福祉法を可決した。同法は、動物虐待に対する罰則を厳格化した点を最大の特徴とし、1953 年動物法では最高 1,000 リンギット（1 リンギットは約 28 円）だった罰金額は、最低 2 万リンギット、最高 10 万リンギットと大幅に増額された。2015 年動物福祉法は、動物を扱う全ての事業者に許可証の取得を義務づけ、動物の射殺、人道的な方法によらない動物の殺害、許可によらない動物実験及びその目的での動物の飼育、12 歳未満の子どもへの販売等を禁じた。また、殴ること、蹴ることに始まり、十分な広さの檻に入れずに飼育すること、短すぎるまたは重すぎる鎖につなぐこと、餌を与えないこと等、動物虐待に当たる行為を詳細に定義した。これらに違反した場合、上述の罰金もしくは 2～3 年を上限とする禁固刑またはその両方が科される。また、動物の保護や救助を行う団体を監督し、動物の人道的扱いに関する啓蒙活動を行う動物福祉委員会の設立が定められた。

（海外立法情報課・光成 歩）

・ <http://www.thestar.com.my/news/nation/2015/06/17/parliament-animal-welfare-bill-2015/>

【マレーシア】 性同一性障害に関する訴訟への連邦裁判決

2015 年 10 月 8 日、マレーシアの最高裁判所にあたる連邦裁判所は、イスラム教徒男性に女装等を禁じた 1992 年ヌグリ・スンビラン州シャリーア（イスラム法）刑事条例第 66 条に対する控訴裁判所の違憲判決を破棄する判決を下した。裁判は、同条例により複数回逮捕されていた性同一性障害のイスラム教徒男性 3 人が、2011 年、ヌグリ・スンビラン州政府や同州のイスラム宗教局等を相手取り、高等裁判所に訴えを起こして開始された。男性らは、イスラム教徒の男性に公共の場での女装や女性に見せかける行為を禁じた同条例第 66 条が、個人の自由、法の下での平等、表現の自由を認めたマレーシア連邦憲法の規定に違反するとし、憲法規定に基づき同条項を無効とするか、性同一性障害者に対する同条項の適用停止を求めている。2014 年 11 月の控訴裁判決は男性らの主張を認め、同条項を無効とするものだった。連邦裁判所の同判決破棄は、高等裁判所が管轄外の違憲訴訟を扱ったという手続き上の問題を根拠としている。

（海外立法情報課・光成 歩）

・ <http://www.nst.com.my/news/2015/10/cross-dressing-what-next?d=1>